

## 初診料算定の注意事項

保険診療において、歯科医学的に初診といわれる診療行為があった場合、初診料を算定します。但し、その取扱いは非常に複雑で、誤って理解されているケースが見受けられます。今回は、初診料の算定要件についてQ&Aで解説します。取扱いを十分に理解し、正しい請求にお役立てください。

Q 1. 歯科疾患管理料（以下、歯管）を算定していない患者が歯周治療途中で任意中断となり、1か月後に来院しました。初診料は算定できますか？

### A 1. 算定できます。

歯管で管理できない状況で、患者の任意中断などの理由により1か月以上経過し、状況の変化に応じ新たな治療計画の立案を必要とした場合、初診料が算定できます。

しかし、歯管を算定し管理している患者の場合、2か月は初診料の算定はできません。

Q 2. 処置後の経過観察が必要と判断し、3か月後に受診するように指示した患者が来院しました。初診料は算定できますか？

### A 2. 算定できません。再診料を算定し、治療を継続してください。

歯科医師が次の来院時期等の指示した場合は、初診料ではなく再診料を算定する取扱いとなります。

例えば、欠損補綴が前提の抜歯でその後印象の時期を待つ場合や、歯髄保護処置後の経過観察などが該当します。

但し、患者が予定した時期に来院せず、口腔内の変化等により新たに診断を必要とした場合は、初診料の算定ができます。（任意中断のケース）

## 歯周病治療（P・G）における初診料の算定について

- ・歯周病検査を行ったうえで病態を確認して計画的な治療を終了とした後に、患者が再来院した場合は、前回の治療時に
  - ① 歯管を算定していた場合は、治療終了日より2か月以上経過後から、
  - ② 歯管の算定がない場合は、1か月以上経過後から、初診料を算定します。
- ・患者の任意中断等により新たに歯周治療計画を策定し、再度1回目の歯周病検査から歯周基本治療を開始する必要がある症例等においても、上記と同様に前回の治療時に
  - ① 歯管の算定がない場合は、1か月以上経過後から、
  - ② 歯管を算定していた場合は、最終治療日より2か月以上経過後から、初診料を算定します。

上記内容をご理解の上、「明らかに歯周疾患に係る診療が継続していると推定される場合」においては初診料の算定ができない取扱いとなりますのでご留意下さい。

Q 3. 会社が行った歯科健診（検診）の結果票を持って来院しました。初診料は算定できますか？

**A 3. 事業所が社員の健康管理のために行った健診で、自院が委託されたものでなければ初診料が算定できます。**

初診料の算定をせず、再診料から算定する場合、レセプトの摘要欄に「**健診（検診）より移行**」の記載が必要となります。

Q 4. 自院が担当歯科校医ではない学校の生徒が歯科健診（検診）の結果票を持って来院しました。初診料は算定できますか？

**A 4. 算定できます。**

自らが健診を行っていない学校の生徒、児童等が健診の結果、受診した場合は初診料を算定して治療を行います。

校医の学校などで自らが健診（検診）を行い、健診（検診）後1か月以内に受診した場合は、初診料の算定でなく、再診料からとなります。レセプトの摘要欄に「**健診（検診）より移行**」の記載が必要となります。

Q 5. 自費の処置を行っていましたが、保険での治療が必要になりました。初診料は算定できますか？

**A 5. 算定できません。**

自費治療から保険治療に移行した場合、再診料で治療を継続していくことになります。レセプトの摘要欄に「**自費より移行**」の記載が必要となります。

労災治療中に保険診療を行った場合も同様に再診料の算定になり、レセプトの摘要欄に「**労災より移行**」の記載が必要となります。

Q 6. 患者が違和感を訴え来院しましたが特に異常が確認できなかったので処置を行いませんでした。この場合、初診料は算定できますか？

**A 6. 算定できます。**

診断の結果、治療を必要とする疾患が認められない場合でも、初診料の算定ができます。この場合、傷病名は「**〇〇の疑い**」などと記載してください。

Q 7. 患者に認知障害の症状があり、意思の疎通がうまくできず、口腔内の診査ができませんでした。この場合、初診料は算定できますか？

**A 7. 算定できます。**

初診料は、歯科医学的に初診といえる診療行為が行われた場合に算定できます。検査や処置等が伴わない場合でも算定できます。

乳幼児で号泣し処置できなかった場合でも「**疑い病名**」等の傷病名記載することで初診料の算定ができます。

\*詳しくは平成28年8月神奈川県歯科医師会発行、歯科保険診療の取扱い（白本）P.15～17をご覧ください。

## \*平成 28 年 10 月における歯科用貴金属の改定について

歯科用貴金属価格は、変動幅が告示価格 5%を超えた場合に 6 カ月毎に見直しを行うもので前回は平成 28 年 4 月に改定されました。

平成 28 年 7 月 27 日歯科用貴金属の告示試算価格が発表されました。これに伴い最終的に 9 月中旬に官報で発表され 10 月 1 日より適用となります。

今回の改定では以下の 3 項目が変動率 5%を超えたので保険医療材料料が改定となります。

	変動率 (%)
歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 JIS 適合品)	- 13.9
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 (金 12%以上 JIS 適合品)	- 11.0
歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 JIS 適合品)	- 6.3

本会作成の歯科保険診療の取扱い (白本) に対応して点数を修正したものを同封しますので利用して正しい請求に役立ててください。

※ジャケット冠 (略称: J C) は 6 月 30 日をもって保険収載より削除され保険請求ができなくなりました。なお、硬質レジンジャケット冠 (略称: H J C) は従前通り利用できます。

本会ホームページ内の会員の広場では、保険だよりの掲載に併せて次の情報を掲載しておりますので御確認ください。【掲載場所 会員の広場→医療保険関係→委員会発】

●組合員証の無効について ●医療機器の保険適用について

一般社団法人神奈川県歯科医師会